平成28年8月定例教育委員会

日 時 平成28年8月10日(水) 午前10時00分~

○中島委員長

ご起立ください。ただいまから、平成28年8月定例教育委員会を開会いたします。よろしく お願いします。教育総務課長から日程説明をお願いします。

1 日程説明

○林教育総務課長

本日は議案が4件、報告事項が12件、計16件となっております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○中島委員長

では、教育長のほうから、一般報告と議案の概要説明をお願いします。

2 一般報告及び議案の概要説明

○山本教育長

一般報告からさせて頂きます。本当に暑い日が続いておりまして大変ですが、夏休みに入って、 各地で色々な行事が展開されており、出張させて頂きました。

7月14日に、第1回いじめ問題対策連絡協議会という、いじめ対策に関連する様々な国の機関等も含めた機関が寄り集まって連携を図り、それぞれの役割を強化していこうという会議がありました。昨年度のいじめ認知件数の速報値を示しつつ、それぞれの機関が本年度どういう取り組みをしているかということの情報共有も兼ねて開催しました。報告事項で後ほど詳しく説明させて頂きたいと思います。

7月15日に、地域とともにある学校づくり推進フォーラムに参加しました。これは中教審等で答申されているコミュニティースクールを文部科学省の方で広めていこうという中、その中四国大会を鳥取で開催をしたものです。中四国9県を中心に全国から350名を超える教職員、教育委員会の職員等が集結されて、取組事例を中心に色々な発表がなされました。鳥取県では倉吉市と南部町の取組が発表され、今後の導入に向けて参考になったのではないかと思っています。鳥取県では現在190校中27校がコミュニティースクールの認定指定を受けており、もう少しこれを増やしていくように取組を行っていきたいと思います。

7月18日には、スタンフォード大学と連携をしての通信講座のプログラムの開講式を行いました。スタンフォード大学から、このプログラムの開設にご尽力頂いたムカイ教授にお越し頂きました。開講式に来て頂いたことで鳥取県から参加する生徒の英語の力をある程度感じられて、通常のプログラムだと少し難しい生徒もいると考えられたようで、プログラムを鳥取県用にアレンジして頂けることとなり、今後の進め方等についても意見交換をさせて頂きました。実際の講座は9月から開講ということで、生徒もこれから準備を進めていくということです。

20日から27日まで、寺谷教育次長がブラジルのアリアンサを訪問して来ました。鳥取県の 方々が入植したアリアンサ鳥取村というのがあり、そこが入植90周年の記念行事を行うという ことで、知事部局の統轄監、議会の副議長らと一緒に訪問しました。現在も日本語学校がその村 の中で開校されており、鳥取県から毎年教員を派遣していますが、寺谷教育次長も今回現地で授 業を行い、現地の状況を肌で感じてきたところです。

7月26日に、毎年行っています国の施策、予算等に係る提案、要望活動を行いました。参議院選挙が終わり、この度合区で選出された青木参議院議員をはじめとした県選出の国会議員の方々にまずしっかり説明した後、各省庁に対して要望活動を行ったところです。教育委員会からは、特に学校施設について、耐震化はほぼ終わっている一方で耐震化を優先してきたために少し遅れているエアコンの整備やトイレの洋式化といった計画についての予算の確保と、毎年要求している特別支援学校の通級指導の開設につながる定数の確保についての要望等を行って参りました。

世の中がオリンピックで盛り上がっていますが、高校生もスポーツ等で活躍しておりまして、7月28日、30日に全国大会の総合開会式があり、教育委員にもご出席頂いて、開会式に臨んで来ました。体育大会は岡山県を中心に中国5県での開催、文化祭は広島県での開催となっています。体育大会では相撲の団体優勝をはじめ、鳥取県で開催した4種目について全種目でメダルを獲得し、生徒の大活躍で大いに盛り上がりました。私もすべての会場を回って見ましたが、駅の案内所も含めておもてなしを行う高校生が裏方で大活躍をしている姿を見て嬉しく思いました。資料をお配りしておりますので、その結果等もご覧頂きたいと思います。

8月1日には市町村の教育委員会の委員の研修会を開催しました。若原委員にもご出席頂いております。今年度は福井県の学力向上の取組について、実際に中学校で取組を行っておられた元校長先生に来て頂いてご講演を頂き、県内の市町村の教育委員会の委員の皆さんに紹介をしました。その後分科会に分かれて、学力向上、ケータイ・インターネット、インクルーシブ教育、貧困の連鎖を断ち切るための取組について情報交換を行いました。

8月4日には、全国病弱虚弱教育研究連盟研究協議会がありまして、全国から200名を超える校長先生方が鳥取に集結しました。昨年のばたばたした時期を乗り越えた鳥取養護学校が中心となって開催したのですが、今年は本当に教職員の皆さんが一つにまとまって動いていると改めてこの会議で感じました。

8月6日には、ろう教育を考える全国討論集会が開催され、全国からろうあ団体の関係者、教職員など300名近い参加者が鳥取に集結しました。会の中で、条例の制定を受けて教育はどう取り組んできたのか、今後どう取り組むのか、ということについて講演を頼まれましたので、私の方から講演で話をさせて頂きました。

昨日8月9日に、高校生議会が県議会議場で開催されました。隔年で学生議会と高校生議会が開催されていますが、回を重ねるごとに本番の県議会さながらの鋭い質問が飛んできており、主権者教育の重要性が言われる中、教育行政にとってもありがたい取組だと思いつつ参加させて頂きました。昨日は三つの質問があり、手話教育をもっと学校教育に取り組んでいくべきではないかという質問、主権者教育について実際に投票の仕方は教えてもらった一方で政党、候補者を選ぶ時に非常に迷ったことを受けてのそういった教育の在り方についての質問、中心市街地の活性化についての関わり方についての質問がありました。

本日は4件の議案を提案させて頂いております。議案第1号は、鳥取県立図書館協議会委員の 任命についてということで、8月31日付で10名の委員の皆さんの任期満了に伴う委員の改選 を行おうとするものです。議案第2号、第3号は、平成29年度の県立学校の生徒数に関わるも のです。議案第2号は、鳥取県立学校管理規則の一部改正ということで、平成24年10月に策 定した「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針」に基づいてこれまで学級減を行ってきている中、平成27年度、28年度に行った学級減の学年進行分について、収容定員数を改めるために必要な規則改正を行うものです。議案第3号は、平成29年度の高等学校募集生徒数について改定をするものです。議案第4号は、鳥取県文化財保護審議会への諮問ということで、倉吉市の「鳥取の絣制作関連資料一式」の保護文化財への指定について、文化財保護審議会へ意見を求めるものです。概要は以上です。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

3 議 事

(1) 議 案

○中島委員長

では、議題に入ります。本日の署名委員は、松本委員、坂本委員にお願いします。議案第1号なのですが、人事に関する案件ですので非公開で行うこととしたいのですがよろしいでしょうか。 (賛同の声)では非公開で行うこととします。議案第1号の関係課長以外の方は席を外してください。

【非公開】

議案第1号 鳥取県立図書館協議会委員の任命について

【公開】

議案第2号 鳥取県立学校管理規則の一部改正について

○中島委員長

では、議案第2号について説明をお願いします。

○足羽参事監兼高等学校課長

議案第2号につきまして提案させて頂きます。鳥取県立学校管理規則の一部改正について、先ほど教育長の方から簡単に説明がありましたが、平成24年に策定した基本計画に基づき、平成27年、28年に実施した学級減に伴う収容定員の規則改正を行うものです。鳥取西高校で8学級を7学級にしたこと、倉吉西高校で4学級を3学級にしたこと、倉吉総合産業高校において情報科学情報科を募集停止したことに伴う収容定員の改正です。ご審議をお願いしたいと思います。

○中島委員長

これは学級減により、結果的にこのようになってしまうということですか。

○足羽参事監兼高等学校課長

そうです。1学級減になったことによって、1学年ずつ学年の人数の減少が進行していきますので。

○若原委員

3年間こういった改正が続くということですか。

○足羽参事監兼高等学校課長 そうです。

○中島委員長

これはもう、議論の余地が無いですね。では、原案のとおり決定といたします。では、続いて議案第3号についての説明をお願いします。

議案第3号 平成29年度鳥取県立高等学校募集生徒数について

○足羽参事監兼高等学校課長

議案第3号、鳥取県立高等学校の平成29年度募集生徒数について、審議をお願いしたいと思います。議案第2号と関連しますが、先程申し上げた3学校での学級減も含めた各学校の平成29年度募集生徒数を資料にまとめています。平成29年度に向けては学級減を実施しませんので、募集人数は昨年度と全く変更はありません。倍率が昨年1.07倍であったものが、1.04倍になります。今後平成30年以降の学級減については後ほどご相談させて頂きたいと思っておりますが、29年度については各学校とも募集生徒数の変更がありません。ご審議ください。

○中島委員長

いかがでしょうか。これも問題ないですね。(賛同の声)では、議案第3号についても原案どおり決定いたします。

では、第4号をお願いいたします。

議案第4号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について

○片山文化財課長

今回、鳥取の絣制作関連資料一式を、有形保護文化財として指定することについての諮問を行うものです。この資料一式は、倉吉の絣の無形文化財として指定している福井貞子さんが、絣の制作に必要な道具類、仕上がった絣の着物類といったものを大量に保存されているもので、一連の作業工程の中で使われる道具が全て揃っているため絣の製造工程が分かる非常に貴重な資料であるというものです。これらを有形民俗文化財として県指定を行おうとするものです。

○中島委員長

これらの道具や着物は、現在は福井さんが個人的に管理されているのでしょうか。

○片山文化財課長

はい、そうです。

○中島委員長

すごいですね。最終的に答申を経て文化財に指定されると管理はどうなるのでしょうか。

○片山文化財課長

基本的には所有者が管理するということで変わりません。

○若原委員

所有者にとって、文化財に指定されることにどういうメリットがあるのでしょうか。

○片山文化財課長

文化財に指定することで、今後これらの道具や、道具を保存するために必要な建物の修理を行う際に、県から支援することが可能となります。これは、指定するだけで終わりではなく、これらを県民の皆さんに見て頂いたり、教育活動にも活用したりするため、県として必要な保存に対しての補助をさせて頂くということです。

○坂本委員

福井さんの年齢は何歳でしょうか。

○片山文化財課長

はっきりとした年齢は把握していませんが、80歳近いと思います。

○中島委員長

よろしいでしょうか。(賛同の声)では、議案第4号についても原案どおり決定といたします。

(2) 報告事項

○中島委員長

続いて報告事項に移ります。初めに事務局から説明して頂く形で進めます。報告事項アからコ について説明をお願いします。

報告事項ア 平成28年度第1回鳥取県ICT活用教育推進協働コンソーシアム幹事会 の概要について

○北村教育環境課長

将来、知識基盤社会で活躍できる人材を育成するべく、産学官で連携して技術、学び、情報モラルの3点について検討するためのICT活用教育推進協働コンソーシアムの第1回会議を7月22日に開催しましたので報告いたします。技術、学び、情報モラルに関連する取組を実施している教育委員会事務局各課、産業界の方、大学の方で、関連した取組をそれぞれ紹介し、相互に取組める部分がないかということで話し合い、一緒に取り組んでいこうという方向性を確認しました。

併せて、コンソーシアムの幹事から色々なご意見を頂いていますので、主なものを紹介します。 2020年を目途に小中学校、高校でプログラミングが必修化されるという話があるが、それに 先んじて前倒しで取組んだほうがいいのではないかという意見、そのきっかけを提供するべく体 験教室などを通じて子どもたちに興味を持ってもらうことが大切ではないかという意見、東部地 区が中心で活動をしているプログラミング体験を中・西部にも紹介して全県的に展開していってはどうかという提案がありました。また、小中学校で先進的に取り組んでいる先生がおられるということも聞きましたので、今後はそういった先生方にも意見を伺う機会を作り、一緒になって取り組んでいく方策を生み出していきたいと考えています。夏休み中にこういった取組が行われており、8月3日には鳥取大学で千代南中学校の生徒に対しての教育体験がありましたし、同日湖東中学校でプログラミング教室があり、中学生15名が参加しました。10日には鳥取環境大学で科学実験教室が行われ、小学生16名が参加し、簡単なプログラミングを活用して電子工作車を動かすという取組がされました。我々もこういった教室に出向き、先生の理解を頂いて取材したもの、映像化したものについて、ホームページを立ち上げて情報提供や、取組を紹介していきたいと考えております。

報告事項イ 平成29年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験について

○小林小中学校課長

平成29年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験についてご報告申しあげます。7月16日、17日に第1次試験を実施しましたが、大きなトラブルもなく無事に終了することができました。資料に表を付けておりますが、今回の志願者数は最初811名でしたが当日の欠席が全体で39名あり、最終的な受験者数は772名でした。競争倍率は、表の右側にございますけれども小学校教諭の部分は2.8倍となり、昨年度の倍率に比べて若干上昇となりました。中学校教諭が7.3倍、高等学校教諭が10.3倍で、単純に昨年度と比較できない部分がありますが、このような状況です。特別支援学校教諭は4.2倍、養護教諭は4.0倍、全体では4.5倍となりました。なお、今後の予定については、1次試験の結果を今月末に出し、その結果を受けての第2次試験を9月12日の月曜日から17日の土曜日まで実施と計画しているところです。

報告事項ウ 平成28年度第1回鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会の 概要について

○渡邉特別支援教育課課長補佐

報告事項ウ、平成28年度第1回鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会の概要について報告します。この協議会は、特別支援学校における医療的ケアの実施体制の整備と充実に向けて検討するもので、毎年度開催しております。今年度第1回の会議を7月12日に開催しました。協議内容は3点ありました。1点目は、常勤看護師の配置の検討についてで、今年度から鳥取養護学校に常勤看護師を配置した成果等を踏まえて、倉吉養護学校、皆生養護学校といった配置の必要のある学校にも常勤看護師を配置するということについて、提案し意見を求めました。配置するにしても人材の確保、育成が大事だという意見を頂きました。

2点目として、医療的ケアの啓発リーフレットの検討について、これまで保護者の方に医療的ケアの実施に係る手続を説明したリーフレットは配布しているのですが、それに加えて子どもたちの学校における医療的ケアについての考え方を理解して頂く必要があるだろうということで、学校における医療的ケアについての考え方についてまとめたリーフレットを作成し、配布するということについて内容案を提示し、意見を頂きました。

3点目は、新たな学びの場の検討について、医療的処置の依存度の高い子どもたちが増えてきている中で、病院内に教室を設置するといったような、これまでにない新しい学びの場について検討していく必要があるではないかということについて、協議会の委員に意見を頂きました。

1点目と2点目の課題については次回の協議会で再度検討し、常勤看護師については次年度予算要求に向けていきたいと思っていますし、啓発リーフレットについても、次回の検討を経て保護者の方に配布できるように進んでいきたいと思っています。3点目の学びの場の検討については、すぐに進めるのも難しい面がありますが、検討を継続していきたいと思っています。

報告事項エ 鳥取発!スポーツでつながる共生社会充実事業 in 皆生について

○渡邉特別支援教育課課長補佐

報告事項工、スポーツでつながる共生社会充実事業 in 皆生について報告します。この事業はスポーツ庁の今年度の新規事業を活用し、特別支援学校の体育施設を拠点として地域のスポーツ団体等が、誰でも楽しめるスポーツイベントを開催するという事業です。先日、倉吉養護学校での取組について報告させて頂きましたが、今回は皆生養護学校の取組についてのものです。医療法人養和会の中にある、メディカルフィットネスセンターCHAXという障がい者や高齢者を対象にしたスポーツジムがあり、こちらに業務委託をするというかたちで、7月23日に第1回目のイベントを実施しました。皆生養護学校に現在在籍している児童生徒、卒業生、一般の障がい者の参加があり、スタッフを含めて26名が参加しました。CHAXがスポーツジムで障がい者向けの活動もされておられ、身体機能の維持、向上といったことを意識したプログラムを組んでおられました。当日、私も見に行ったのですが、参加者が歓声を上げる場面もあり、楽しく運動に取り組んでいたという印象を受けました。皆生養護学校で、今後月1回のペースでイベントを実施していく予定です。倉吉養護学校、皆生養護学校に続いて県立米子養護学校でも同様の事業をする予定で、8月の下旬での開催を皮切りに月1回のペースで実施していく予定です。

報告事項オ 平成28年度第1回いじめ問題対策連絡協議会の概要について

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

報告事項オ、平成28年度第1回いじめ問題対策連絡協議会の概要について報告させて頂きます。さきほど教育長からの一般報告にもありましたが、7月14日に今年度第1回目のいじめ問題対策連絡協議会を開催しました。7月の定例教育委員会の際に、これの前に開催したいじめ不登校対策本部会議の概要について報告させて頂きましたが、そのデータをもとにして連絡協議会を開催しました。平成26年度の再調査以降、学校にも意識を高く持って頂いており、平成27年度も認知件数は大きな上下はなく、学校でいじめについての判断の基準を揃えて頂いていることの報告や、社会教育課の昨年度のインターネット利用に関するアンケートの結果の中のネットいじめに関する項目についての資料提供をさせて頂き、その後協議に入りました。主な意見として、再調査のときに文部科学省から「こういうものをいじめとして認知する」というものが示されたにも関わらず、そうした事例が一切無いとする学校が4割程度あるのはどうなのかという意見、学級数が多い学校と少ない学校での認知の差がないか確認したいので、学校の規模別に資料を提供してほしいという意見がありました。また、小学校の場合は特に教員が一人で問題を抱えこむケースが多いのではないかということ、「いじめゼロ」という言葉について、常に感度を上げるように言っているにも関わらずこれをスローガンとしているといじめがあることを認識しな

くするような意識が働くので、校種ごとにそれぞれ目線を合わせていく必要があるのではないかという意見もありました。PTA協議会から、実際のいじめのケースを見ていくと、加害者、傍観者、観客といった三層構造の中で被害者がいるという構造があるが、加害者になったりそれに加担する児童生徒は、家庭環境との関わりもあるので、そこへの指導や支援がいじめの予防につながるのではないかという意見が出ました。第2回については、テーマをしぼって深めていこうと思っていますが、基準についての考え方、メディア教育についての依存の関係等、脳科学からのアプローチ、家庭教育との連携といったことをテーマにしたらどうかという意見がありました。また検討して、10月ごろに開催する予定です。

報告事項カ 平成29年度鳥取県立高等学校推薦入学者選抜募集人員等について

○足羽参事監兼高等学校課長

報告事項カ、平成29年度の鳥取県立高等学校推薦入学者選抜の募集人員について報告します。 さきほど来年度の高等学校の募集人員について議決頂きましたことに伴い、推薦入学者選抜試験 の人数も確定しましたので、報告させて頂くものです。募集生徒数全体は全日制、定時制ともに 昨年度と同様の人数ですが、推薦入学者選抜の募集人員は全日制で49人減の704人としてお ります。変更になった学校は、智頭農林高校、米子西高校、日野高校で、いずれも選抜方針の基 準内であり、特に問題はありません。智頭農林高校は定員が昨年24人であったものを15人に しておりますが、近年推薦入学を志望する生徒が非常に少ないこと、しっかり進学意識や学校生 活に意欲を持った生徒を絞り込んで入学させたいという学校の考えによるものです。米子西高校 が昨年の定員が30人だった推薦入学を取りやめたいということで、実態として推薦で入学する 生徒の中に、学校が求める学業への意欲、自分の生き方について明確な考えを持っている者が少 なく、進学実績もなかなか上がっていかないことから、全員一般入試をしっかりと受けて入学さ せ、進学意識を高めたいという学校の方針によるものです。日野高校も近年、毎年10人前後の 希望者がいますが学校の求める人材と離れて、とにかく早く入学を決めたいとか、何となくとい う理由から志望する生徒が多くなってきたことから、学校も特色化、改編等色々と実施していき たいと考えている中で、意欲的な生徒を募集したいという考えから募集人数を減らすというもの です。

また、資料の下部に県外受検者が出願を認める学校のコース、学科を記載しております。この中で、境高校について、県外受検者の募集定員を50人としており、これは普通科では推薦入学者の募集人員の基準を全体の募集生徒数の20%までとしている基準を超えてしまうことになるのですが、進学に加えて今年甲子園に出場したようなスポーツでも学校を盛り上げて地域貢献にもつなげていきたいという、学校の特色づくり、方針に基づいて、学力の方で20人、スポーツの方で30人の50人を定員とすることを、昨年度同様、今年度も事務局のほうでも認めております。他校につきましては、変更点は特にございません。

報告事項キ 「ポケモン GO」など子どもたちとインターネットとの付き合い方に係る最 近の取組について

○池上社会教育課長

報告事項キ、「ポケモンGO」など子どもたちとインターネットとの付き合い方に係る最近の 取組について報告します。 7月22日に国内配信が始まったゲームアプリの「ポケモンGO」に ついては、海外でも様々なトラブル事例が起こっていることを受け、内閣のサイバーセキュリティーセンターでも注意喚起の文章を発出してホームページに掲載しておられます。それを受け、 県としても市町村教育委員会などにそういった文章を添付して配布し、児童・生徒・保護者に対して、夏休み中の登校の機会を捉えて注意喚起をして頂くようにしました。県のホームページにそういった文章を載せるとともに、全国のネットの関係の方々や、有識者の方々で作っている安心ネットづくり促進協議会の保護者の皆様へも注意喚起の文書を発出しております。

別の取組となりますが、鳥取県PTA協議会が提唱している「メディア21:00」運動という、鳥取県の子どもたちが21時までには、友達を巻き込むようなメールやコミュニケーションアプリの利用をやめて、お互いの時間を尊重しようという運動の普及啓発について、県も協力して一緒に取り組んでいくようにしております。昨年度の県内の子どもたちへの調査によると小学生から高校生までのうち約9割が何らかの機器でインターネットを利用しているという状況で、コミュニケーションアプリやネットゲーム等を小学生のときから利用している子どももいます。24時間友達とつながったりできる状況がある中で、長時間利用での睡眠不足や、学習時間減少といった懸念があり、各家庭で取り組むことだけでは限界があるということで、地域全体の動きにしていって大人たちも意識を持って取り組んでいくようにしたいと考えており、市町村教育委員会、校長会などにもお願いして賛同して頂きながら、地域全体での動きにつなげていきたいと考えています。青少年育成鳥取県民会議がペアレンタルコントロール普及キャンペーンとしてうちわを作られましたので、その中にメディア21:00の運動についても掲載して頂くようにしまして、8月6日の倉吉、米子のお祭、8月14日の鳥取しゃんしゃん祭で配るようにしております。

その他に例年も実施している取組についても記載しておりますが、11月ごろには小中学校・ 高校に配れるような教育啓発リーフレットの作成や、昨年度作成してホームページに掲載してお りますフィルタリングのかけ方についての保護者向けの動画コンテンツのアンドロイド版の作成 をする予定です。また、ケータイ・インターネットについての親子の学習会への講師派遣を予定 しておりますし、過日には電子メディアとの付き合い方フォーラムを実施しました。今年度から は鳥取県情報教育サポーターの派遣を始めており、学校で子どもたちへの情報教育の授業の計画 を立てられる際などに学校の先生方への支援をするためのサポーターを派遣するようにしており ます。

報告事項ク 闘病記文庫開設10周年記念講演会等の実施について

○福本図書館長

報告事項ク、闘病記文庫開設10周年記念講演会等の実施などについて報告します。平成18年4月から県立図書館で医療・健康情報の提供サービスを開始し、その年7月7日に闘病記文庫を開設しましたが、今年で開設から10周年となりますので、闘病記文庫を開設した7月に、闘病記文庫開設10周年記念講演会と、それに併せて闘病記文庫コーナーのリニューアルを実施しました。講演会については、がんは国民病と言われており、鳥取県でもがん対策について条例を制定して今年で10年になるといった節目でもありますので、これをテーマにしたのですが、実施に際しては病院の図書室と連携するなど新しい基軸の中で実施しました。講演は7月17日に開催しました。資料に記載している各病院の共催、協力により実施をしたのですが、それらの病院にはいずれも司書がおり、図書がかなり置いてあり、患者さんや家族の方に利用されていますし、鳥取大学の附属図書館も医学部関係の図書館が米子の方にあります。講演会の参加者は、事

前申込みの段階では申込みが少なかったのですが、当日は91名と非常にたくさんの方が来られまして、関心が高いと感じました。講演会が終った後にがんの無料相談会を実施したのですが、 こちらのほうは5名の方が足を運ばれました。

講演会の内容ですが、最初に鳥取生協病院緩和ケア科部長大呂先生から「緩和ケアって何だろう」というテーマで講演して頂きました。大呂先生が部長をしておられる緩和ケア科というのは、比較的新しい診療科で、軽症のがんに不安のある方の相談から、終末期までの患者さん、更には患者さんが亡くなられた後の家族の治療もが中心になってされており、非常に包括的な緩和ケアの取組をされているところで、まさに今回のテーマにぴったりな講師さんにお願いできたと思っています。その講演の中で、スピリチュアルペインということについての説明があったのですが、がんの痛みの中には体の痛み、心の痛みといったものがありますが、終末期が近づくにつれて、人間というのは何だろう、生きているということはどういう意味だろう、といったような哲学的な悩みをかかえられる患者さんが多いということで、そういうことを医療の世界ではスピリチュアルペインというそうです。後で感想についても報告しますが、皆さんもそうだったのか、と非常に納得されるような説明でした。続いて図書館の職員から、「みなさまの不安を和らげ、心を支えたい!こんなときこそ図書館へ」というテーマで、図書館ができる様々なサービスの紹介とか、あるいは病院の図書室などとの連携についても説明をして、これについても非常によく分かったという感想を頂きました。

無料相談会には5名の方が参加されました。鳥取県がん診療連携協議会という団体に担当して頂いたのですが、我々も今回の記念事業をやるに当たって初めて、がん診療連携協議会があるということを知りました。この団体は各病院の中におられる医師の方だけではなく、精神保健福祉士、臨床心理士といった様々な患者に関わる方たちが、がんということを横軸にして連携をしている非常に県内で幅広いネットワークで、今回図書館も関わらしていただいたので、これからこういう協議会の情報を発信する際には図書館のほうでもお手伝いができるのではないかと思っております。

資料に参加した方の感想を上げておりますが、スピリチュアルペインについての説明を聞いて、 自分が感じていていた気持ちがそういうものだったのだと納得がいって気が楽になったという感 想や、県内の病院の図書室がこれだけあるということを知ることができたので、これから通院の 際に利用してみようと思ったというような感想も頂きました。

また、闘病記文庫のリニューアルについても記載のとおり情報を充実させたのですが、先日、 地元新聞で詳しく記事にして頂いたこともあり、来場者の方が増えてきているように思います。

報告事項ケ 平成28年度第2回鳥取県立博物館協議会の概要について

○大場博物館長

続きまして報告事項ケについて報告させて頂きます。本年度2回目の県立博物館協議会を8月4日に博物館で開催いたしました。議題は、博物館改修基本構想についてなのですが、これ以外にも決算状況、事業報告、美術館の検討状況等についても報告した上で、県立博物館改修基本構想について議論して頂きました。

特に博物館の基本構想については、美術館の基本構想と平行での検討といいながら、若干遅れ 気味のスケジュールになっておりますが、美術部門が出た後の博物館の在り方について、協議会 で議論しており、現在のところ資料6に記載のように議論をして頂いております。現状、課題に ついては美術館の基本構想と同じような話です。博物館の在り方についての基本認識についても、 美術館も博物館も社会教育施設であり、基本的には同じような性格のものなので、内容はかなり似たものとなっております。鳥取県の自然と人間の歩みの継承と活用、鳥取県だけではなく、国内外の自然や人間の歩み、要するに自然分野と歴史分野の理解と交流、人づくり、地域づくりの推進と掲げております。こういった認識を整理した上で、施設目的として、鳥取県の美しく豊かな自然と変化に富んだ先人の歩み、要するに自然と歴史、これを確実に後世に伝えていくとともに、国内外の多彩な自然と人間の歩みへの理解を促すとしております。これも美術館が鳥取県ゆかりのものを継承すると同時に、国内外の優れた美術に触れる機会を提供するということと、基本的には同じようなかたちになっていると思います。4項目について目的設定をした上で、必要な機能についてそれぞれ記載して整理しております。美術館の検討において、いきなりハードについての検討を行ったことで立地場所等に議論が集中してしまったという反省も踏まえ、博物館の検討において構想の中身を理解して頂くためには、事業計画についての検討から入ったほうがいいのではないかということで、今回議論頂いたということです。

まずは事業計画の想定を考えました。ハード面についての議論はまだ行っていませんが、多少 ハード面のことも意識しながら想定しております。収集・保管の関係では収蔵庫にガラス窓をつ けて、見たい人は常時バックヤードツアー的なことによる見える仕組にして、できるだけ多くの 資料を常時来館者に見てもらうようにしたいと考えています。県民の財産なので常に見てもらう ようにするのは当然だということで、行うものです。展示の関係で、常設展示については、融合 展示をやってみたいと考えています。自然分野、歴史分野の物を、それぞれ別々の部屋で別々の 分野の物として扱うのではなく、自然と歴史が一体となって鳥取県の特徴はこういうものだ、と いうことが分かるような展示を実施したいということです。これは新しくできた和歌山県立博物 館で行われている展示のイメージです。従来どおりの展示に加えて、融合展示のコーナーも設け たいということです。更に企画展示については、博物館の従業員の人数を今後増やしていくとい う状況ではない中、企画展の回数を増やすのはなかなか難しく、また、回数の増加が必ずしも博 物館に求められていることではないと思います。美術部門が抜けた後、企画展示を現状と同様に 行うだけでは来館者が減ってしまうこともありますので、現在、自然分野で1本、歴史分野で1 本という年間2本の企画展を1ヶ月半程度の開催期間で行っていますが、回数自体は変えず、そ れぞれの開催期間を2ヶ月、3ヶ月にわたって開催するような方向で考えたいです。国内外の貴 重な資料を閲覧できる展覧会を1回、鳥取県のものについて紹介する展覧会を1回というように 現状同様の回数で開催し、それぞれの開催期間を伸ばして多くの方に来て頂けるようにしたいと 考えています。

調査研究関係については、これまでどおりしっかりやっていきたいと思っています。更に力を入れたいと思っているのが教育普及関係です。個別に小刻みな部屋を設けてワークショップ専用の部屋を設けるとか、大きな部屋を作っておいて、そこを仕切って小さな部屋としても使えるようにすることで、大きな講演会にも少人数のワークショップにも使えるというようなかたちで、県民ニーズに応えていけるようにしたいと考えています。平行してアウトリーチ活動、学校教育の支援活動といったものに力を入れていきたいということです。更に、地域・県民との協働、連携関係を強めることも考えており、ボランティア等に支えられるような博物館活動にしたいと思っています。資料の整理、標本の贈呈、古文書の解読といった活動は今でもボランティアのみなさんに支えて頂いているのですが、これを強化して、普段からボランティアの方に展示解説や調査研究の協力もして頂けるようなかたちにしたいと思います。また、企画展示室についても、今後も企画展等をするために設けるのですが、企画展の期間外で使わない期間もけっこうあるので、

そこを活用して自然・歴史関係に限定せず、産業や美術など幅広い活動発表の場として使って頂けるようにしたいということです。

資料4では、これらを踏まえて改修後の博物館の利用者数の想定を行っております。常設展示については、融合展示の実施や収蔵庫の常時閲覧により約5千人の利用を想定しました。企画展示については、開催期間を2倍にすることで、入場者数も2倍程度になると想定しました。また、美術館同様に、リニューアルにして新しくなれば1.1倍程度の増加は見込まれるのではないか、と考えて年間の利用者を計算すると、現状の7万1千人に対して、約9万9千人、概ね10万人の利用者数が見込めるのではないかと考えました。

資料5で、それを前提に運営費を試算しております。支出について、人件費は現在と同様と考えております。施設管理費は、美術部門が外に出ても施設自体は同じ物が残るので、管理費はあまり減らず同額と考えております。企画展の開催経費については、期間は倍に伸ばしても経費が同様に倍にまでなることはないと考え、1.2倍程度の増加を見込みました。そこから算出すると、現在の支出の約4億2千万から1億円程度減ることとなります。減少は美術部門が外に出たことによるもので、自然・人文部門に限って見ると現状と同額程度となります。それに対して収入については、先ほどの入館者予測に基づいて実績ベースの比率で入館料を掛けて試算しました。入館料収入で約1億円となり、他の収入は現状と同程度を見込み、残りの支出に対する差額は一般財源での補てんの必要があるのですが、この金額もほぼ現状並みとなる見込みです。

これらの資料を提示して、内容について議論して頂きました。歴史的な美術資料は、歴史資料、 美術資料のどちらとして持つのかという意見がありました。これについて、展示の実態を考える と、近世絵画は美術としては抜くことができず、例えば藩絵師等を抜いてしまうと日本画の展示 室に飾る物が無くなってしまうので、近世美術は絶対に美術のほうで持つべきであり、一方で仏 教美術については、辻晋堂さんの彫刻と仏象を並べて置くのには違和感があり、歴史資料として 保管した方がよく、刀剣も同様ではないかと事務局として提案しました。それに対して、どちら で管理することになっても連携してほしいという意見や、そもそも仏教美術は文献学を基本とす る歴史系の学芸員が担当するよりも、美術史を学んだ美術系の学芸員が担当した方がいいのでは ないかという意見があり、美術部門の意見も伺った上でもう一度検討したいと考えているところ です。また、収蔵庫の常時閲覧に関して、資料の保存環境としては負の影響があるのではないか という意見がありました。これに対して、常時閲覧といえども閲覧者の方が庫内に入るわけでは ないので温度、湿度に変化がないこと、照度についても最近の照明は自動感応式のものがあるの で常に照明に照らされる状態にはならないということからあまり問題はないということを説明し ました。また、展示に関して、展覧会の開催期間を2倍にしたから入館者も2倍になるという想 定は甘いのではないかという意見がありました。また、そもそも古い資料は脆弱なので、それを 3ヶ月間も展示に出すのは、問題ではないのかという意見がありましたが、これに対して展示を 入れ替えてもいいと思いますし、脆弱すぎる物は展示しないという考えもありますし、色々な対 応も考えられるところです。他にも企画展の回数を増やした方がよく、必要ならば学芸員を増や していいのではないかという意見や、学芸員を増やさなくても収蔵品があれば企画展の回数は増 やせるという意見もありましたので、そういったことも含めて再度検討する必要があると考えて います。その他に、多目的スペースについて、内容を想定しても施設計画を見ないと何とも言え ないという意見がありました。これについて、次回の協議会では事業計画を見直したものを相談 しようと思っていますが、次々回の協議会で施設計画についても相談しようと思っているところ です。次々回の開催時には美術館の構想が固まった後になりますので、それも踏まえた博物館の 施設計画等も提示したいと考えている、と答えました。また、駐車場についてもすぐに解決でき

ることではないかもしれないが、問題意識として確認しておく必要があるという意見もありました。

今後については、9月ごろに次回の協議会を開催し、もう一度事業計画、ソフト面について議 論頂きたいと思っておりますし、先ほど申し上げましたとおり、美術館整備構想がある程度まと まった後に開催予定の次々回の協議会で施設計画、ハード面についても多少議論していきたいと 考えています。

常任委員会から博物館の運営費について、美術部門が出ていった後の運営費はどのぐらいになるか提示するように言われておりますので、それに対しては、次回の常任委員会にて、まだ変わるかもしれないという前提付きで、先ほど資料のとおり、現在の運営費より1億円程度減少する見込みだと提示することを考えています。

報告事項コ 平成28年度全国高校総体(鳥取開催分)について

○吉田体育保健課長

報告事項コ、平成28年度全国高校総体(鳥取開催分)について報告します。7月28日にスタートした全国高校総体ですが、鳥取県内で開催されました競技の自転車競技、ホッケー競技、相撲競技、弓道競技はすべて終了いたしました。他県では現在も他の協議を開催中ですので、8月7日現在の成績をひとまず報告させて頂きます。なお、県内開催競技運営につきましては、大きな事故もなく無事終了することができました。また、競技成績では、城北高校の相撲部の団体優勝はじめ全ての競技でメダルを獲得するという素晴らしい成績を残してくれました。委員の皆様にはご多用、猛暑の中、会場に足を運んで頂きまして、選手はもちろんのこと運営のスタッフとして頑張っている生徒たちにも激励をして頂きました。ありがとうございました。今後は大会の検証等を行い、大会の成果をまとめていきたいと思います。

○中島委員長

ありがとうございます。それでは報告事項について質問等はありますか。

報告事項ウについて、協議内容にある常勤看護師の配置について、鳥取養護学校以外にもプラスして常勤看護師を配置するということかと思ったのですが、これは看護師を配置した方がいい学校があるということでしょうか。

○渡邉特別支援教育課課長補佐

はい、そうです。具体的には倉吉養護学校、皆生養護学校に医療的ケアを必要とする子どもた ちが在籍しております。そういった学校からも常勤看護師の配置についての要望がありますので、 次年度に向けては配置の検討をしていきたいと思っています。

○中島委員長

その2校にも看護師を配置すると、東・中・西部それぞれに看護師を配置した学校があるようになり、バランスがよくなりますね。

予算的にはある程度の見通しは立ちそうなのでしょうか。

○山本教育長

配置に向けて、必要性を説明しながら動いていくこととなります。ですが、単県事業の定数配置の中で行うものなので、配置に向けたハードルは低くはないです。

○中島委員長

また、新たな学びの場の検討について、これは以前からお話を聞いていたのですが、協議会の 委員の意見はどういったものでしょうか。いいかもしれないけれど、ちょっと慎重に考えたほう がいいのではないか、という感じでしょうか。

○渡邉特別支援教育課課長補佐

そうです。学校の中に子どもが通える場所があれば、近くにドクターもいるので、いいこともあるように思うのですが、実際は近くにドクターがいるからといって、すぐに診てもらえるというわけではないですし、運用面で難しい面もあったりしますので、総論的には賛成頂ける話ではあると思うのですが、実際に取り組むとなると、色々と調整する部分が多いです。

○中島委員長

報告事項エについて、この事業は委託しての事業と言われましたが、委託事業だとすると、主 催は現在報告資料に記載されている委託先の法人でなく、主体的に行うべきである鳥取県や教育 委員会となるべきではないでしょうか。

○渡邉特別支援教育課課長補佐

はい、鳥取県から団体への委託契約で行っておりますので、おっしゃるように主催は鳥取県教育委員会となります。

○松本委員

参加者が少ないように感じるのですがいかがでしょうか。

○渡邉特別支援教育課課長補佐

参加者の数につきましては、26名という人数をどう評価するかというのは難しい面もありますが、確かに少ないと思います。第1回目でしたので、事業の開催の周知というのもまだ不十分だった面もあると思います。そこは業務委託した団体とも話をしていまして、声かけの範囲を今後広げていくということも、県と一緒になって実施していき、もうちょっと人数的には来ていただけると嬉しいかなと考えています。

○佐伯委員

皆生養護学校の児童生徒の皆さんは、年間を通して近くの小中学校、高校と複数回交流していると思います。その交流を通して皆生養護学校の児童生徒のことを知っている他の学校の児童生徒も、こういうイベントがあることを知っていたら、一緒に参加しよう、と思うケースもあると思います。こういうイベントがあるということは近くの学校に連絡はいっているのでしょうか。

○渡邉特別支援教育課課長補佐

周辺の学校には行事の開催をお知らせしています。交流校の児童生徒も来ると、障がいのある 児童生徒とない児童生徒が一緒に参加するイベントも実施できると思いますので、声かけを強め ていきたいと思います。

○佐伯委員

児童生徒が交流するときには、皆生養護学校の先生が内容を考えてくださって、障がいのある 皆生養護学校の児童生徒も、障がいのない交流校の児童生徒も一緒に動いて楽しめて、歓声が上 がるようなことをよく実施しており、そうする中で一気に距離が縮まっています。こういったイ ベントも、そういったことを知っていればより多くの方が参加したかもしれないと思います。

○渡邉特別支援教育課課長補佐

委託先のCHAXは、障がい者向けのスポーツジムをやっているところで、みんなで一緒に動けるイベントについては、しっかりと考えてくれています。今回も、兄弟での参加で障がいのない子の参加もありましたが、その子たちも一緒になって活動していました。実施できる体制はできていますので、次回に向けて、周知等、しっかりと行っていきます。

○中島委員長

報告事項オの中で、学校ごとのいじめと認知する基準をすり合わせるという内容がありましたが、これまでいじめ問題についての報告等もあった中、すり合わせるというよりも、そもそも基準は明確にあるのではないかと思います。これは、ある程度基準を共有できているという前提の上で、それでも微細なすり合わせの必要があるということなのか、そもそも基準自体の周知が図られていないということなのか、どちらなのでしょうか。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

これは市町村教育委員会の代表の教育長さんが仰った意見でした。いじめの調査の際に、文部科学省がいじめの認知の基準について、具体的ないじめとする事例を5つ挙げて基準の統一を図ろうとしました。その際に各市町村にその5つの事例をについていじめと思うか、という照会もしており、各市町村で意識にかなりの差があったようです。教育長さんの意見は、この5つの事例をいじめと認知する感覚を全ての学校が持っていれば、いじめの認知件数は0件だ、とする学校はないのではないか、ということです。この5つの事例については当然、市町村を通して学校に周知しているのですが、実際にそれが学校現場に届いてから、どのくらい教職員の間で意思統一ができたのか、学級の中で起こる日々のトラブルについて一つ一つ教職員内で共有して検討できているか、ということについて、しっかりとできていない部分があると思います。市町村の教育長会でも再度話して頂いて基準のすりあわせを行って頂きたいと思っています。

いじめの認知について、再調査の際に国から、学校でいじめ件数が 0 件であるならそのことをホームページ等でも公表すべきで、それを一般の保護者の方が見て「うちの子はいじめられていたと思う」というように保護者の方から情報提供があるようにするくらい徹底しないと、いじめ問題にふたをしようとする傾向や見過してしまうことが起こり得るのではないかという意見がありました。いじめの認知の基準については、平成 2 5 年に法律ができた際、3 年後に法律の中身を見直すということが明示されており、今年がその時期にあたるのですが、いじめの認知件数の調査結果について、現在、都道府県の間で多い県と少ない県で30数倍の差がある状況でまだ基準の統一が図れていないと考えられることから、昨年の5つ事例に加えて更に詳しい基準を出そ

うとしているという情報が入っております。国の基準が何度も変わると、学校現場からするとまた変わったのか、と思うかもしれませんが、より正確な把握ができるための基準が出るものだと思って、現在はどういうものが出されるのかを待っているところです。

○佐伯委員

普段の生活の中でいじめ、いじめに近い行動は、教職員が変だと気づいて「それはこの人にとって嫌なことではないの?」と聞いたとしても、それをしている生徒は「そうかな?この人だけでなく、別の人にもやっている。」という反応をし、それを受けている生徒も「何とも思ってない」と反応をするということがあります。そういった反応があったときに、そこでそれ以上突っ込むのか、様子を見ながら回数が増えたらまた声をかけるのか、その対応は見守っている教職員一人一人の感じる力がとても影響すると思います。そこでの対応ができないと、それを受けた生徒が、最初は何気ないことで嫌ではなかったものの、回数を重ねる内に「これはちょっといやだな」と思うようになっても、最初に言わなかったから急にはもう言い出せなくなって、学級が変わるまで我慢するということもあると思います。教職員もですが、子どもたちに対しても、こういう行動は、相手が「嫌じゃない」と言っていてもいじめになる、と言うようにしないといけないと思います。いじわるとか、軽い感覚でそういう行動をとる生徒も確かに増えているように思います。

○中島委員長

ある行動に対して絶対値的にこれがいじめだ、と言い切れるわけでなく、同じ行動をとっても 相手等の状況により、この状況ならいじめとならないし、この状況だといじめとなる、という部 分もあるのが非常に難しいと思います。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

現在、文書で具体的な事例を示している状況ですが、それでは日々起こっていることについて 担任の先生の日々の観察、生徒に対して実施するアンケート等からいじめの認知を行う上でどう しても差が生じてしまうようです。感度が低いのは問題ですが、逆に感度が高すぎても重大な案 件が隠れてしまうケースもないかという意見もあり、それぞれに課題があります。先ほど申しま したが、いじめの認知の基準の見直しの論議がされているところなので、改定案の情報を確実に 入手し、全県にお知らせするようにしているところです。

○中島委員長

そもそもこの調査は統計を取ることを目的としつつ、統計を取ることを通じて、いじめの認知、解決の入り口にするという手段であると思うのですが、このような状況になって手段と目的のバランスが失われてしまうと、何の為にこの調査を実施しているのか、ということにもなると思います。非常に難しいと思います。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

おっしゃるとおりで、学校からすると、頑張って人間関係づくりをしていじめが0件としても それは怪しいとか、ホームページで公開するべきだ、と数字にとらわれたり、そのことだけがク ローズアップされるようになると、その数字を気にするあまり、学校の実態について職員で検証 したり、本当に困っている児童生徒はいないかという視点でしっかり見守るということにつながらなくなってしまいかねず、意味がなくなってしまうと思います。

○佐伯委員

報告事項キについて、ケータイ・インターネット教育推進員の派遣件数が、昨年と比較して半 分近くに減少しているのですが、何か原因があるのでしょうか。

○池上社会教育課長

平成28年度の件数は、6月末までの件数となっております。申込みを随時受け付けておりま すので、今後件数は増えてくると思います。

○佐伯委員

それを聞いて安心しました。推進員を派遣して頂いての研修会を見る機会があったのですが、 とてもいい研修だったので、続けて頂きたいと思います。

○若原委員

報告事項力について、米子西高で推薦入試の募集停止をするということなのですが、その理由 は必ずしも学習意欲が高くないとか、進学の動機が高くない生徒が多いからということでした。 推薦入試の場合は、中学校からの推薦状は必要なのでしょうか。

○足羽参事監兼高等学校課長

はい、推薦書を出してもらいます。

○若原委員

ということは、米子西高のケースでは、中学校でしっかりと評価をして推薦していなかったということになるのでしょうか。

○足羽参事監兼高等学校課長

各高校が、中学校に対し、「こういう人材を求めたい」という推薦要件を出すのですが、米子西高では、国公立大学への明確な進路希望を持ち、学業成績に優れるという要件を、具体的な数字は出さずに中学校に出しています。中学校から要件を満たす生徒が推薦されてくるのですが、入学したら、合格できて良かった、と気が緩んでしまうような生徒が非常に多く、推薦入試を経て入学した生徒が学校の意図する方向になかなか向いていかないことがあります。なので、中学校3年間しっかりと勉強を頑張って、人気のある米子西高に入るのだ、という高い意欲を持って来る生徒に期待し、育てたいという思いから今回の募集停止にいたっております。

○若原委員

故意でなくとも、推薦基準に合わない生徒を中学校が推薦する場合があるということだと思うのですが、それで推薦入試を廃止するのでなく、次年度には基準に合わない生徒を推薦した中学校からの推薦は断わるという方法もあると思いますが、いかがでしょうか。大学ではそのように考えることがあるのですが。

○足羽参事監兼高等学校課長

推薦入試も筆記試験での学力検査はないものの、面接、作文、小論文、実技試験等によって公平に試験を行いますので、その際にある中学校からは推薦を受け入れない、というのはなかなか実施が難しいと思います。推薦した中学校に対し、基準に合わない生徒がいた場合には、入学した生徒の現在の実情を伝えていくということはできると思います。

○若原委員

いきなり募集停止するよりも、段階的に対策を考えるやり方もあるのではないかと感じます。 推薦入試の制度設計そのものがきちんとできなかったということになるのでしょうか。

○足羽参事監兼高等学校課長

推薦入試の基準の中に、具体的な数字を示すことはなかなかできません。推薦入試自体が、単純な学力だけではない特性や、意欲や、数字では測れない部分にスポットを当てるというものだからです。ただ、その中でもやはり学力についても担保したいという考えが混在するので、そこにどう線引きをするのかというのが難しい制度だと考えています。

○中島委員長

報告事項カの中で私も気になった点があるのですが、境高校では推薦入試の募集人員を、原則である募集人員の20%の40人を越えた50人とすることについて、考え方は先ほどの説明の中で仰って頂いたのですが、原則外の対応をする価値があるのかという検証のようなことはされるのでしょうか。

○足羽参事監兼高等学校課長

はい、検証を行っていくようにしています。境高校での募集人員50人内訳は、学力推薦で20人、運動推薦・体育推薦で30人となっておりますが、平成27年までは運動推薦・体育推薦で40人の募集をしており、全体で60人の推薦での募集を認めてきておりました。これは学校からの申し出で、平成25年度から体育推薦を40人とし、この40人を1つのクラスとして、彼らの入る運動部を中心として学校を盛り上げていきたいというものでした。しかし、検証の結果、40人だと運動推薦・体育推薦の中で技量的な部分で若干劣る生徒が出て来てしまうことから、昨年度から募集人員を10人減らしたという経緯があります。募集人員を現在の人数にしてから今回が2年目になりますので、実際運動推薦・体育推薦を30人にしぼり込んだことについての成果はまだ実績的には見えてこないですが、今後確実に検証を行う必要があると考えています。ただ、学力推薦で入っている20人は、ほぼ全員が地元の境港一中、二中、三中の生徒なのですが、非常にこつこつと勉強をしているのに加え、部活でも非常に頑張っており、他のクラス、生徒にもいい影響を与えているという報告を学校から受けています。

○中島委員長

境高校では学力推薦、運動推薦・体育推薦でそれぞれ募集しているのですが、これは入学者選抜方針のどの部分が適用されているのでしょうか。

○足羽参事監兼高等学校課長

境高校は運動推薦・体育推薦といえども体育コースではありませんので、普通学科の要件である、募集定員の20%以内が原則となります。但し書きの中で、これを超過するものは、教育委員会と協議して別途割合を定めることができることとしておりますので、事務局のほうで、境高校の実態を協議検討し、学校の特色化の一環として20%を越える25%にあたる50名の募集を認めるという判断をさせて頂いたものです。

○佐伯委員

報告事項コですが、弓道の会場に応援に行ったのですが、炎天下にも関わらず駐車場や受付等 で運営の高校生が非常に頑張っておられ、あいさつもしっかりとしていました。選手も当然頑張 っていたのですが、それ以外の運営の生徒たちもすごいと思い、感激しました。

○若原委員

報告事項クについて、闘病記文庫というものを今回初めて知ったのですが、興味深いと感じました。今回の記念講演会の内容にもあったのですが、緩和ケアには、キリスト教系のホスピス、仏教系のビハーラといった特にスピリチュアルケアの分野において宗教的背景を持ったケアが広まってきているので、そういった本も文庫に揃えてほしいと思いました。

○福本図書館長

講演会を聞き、それまではがんでの悩みというのは、髪の毛が抜けてかつらを準備するとか、乳癌で乳房を整形して自然に見えるようするといった部分での経済的なものや、終末期での体の痛みを緩和するようなことがあるというイメージだったのですが、実際にはもっと幅広く悩みや痛みを和らげる総合的医療分野なのだということがよくわかりました。特にスピリチュアルケアについては宗教観に入るようなものなので、これから図書館の資料としても揃えていきたいと思います。

○若原委員

報告事項ケに関連して、資料の収集、調査研究等についてなのですが、私の地元に旧家にお住まいで、そこに江戸時代から明治にかけての行政関係の資料がたくさん残っており、捨てるのも忍びなく、引き取って、保存、活用してもらえないかとおっしゃる方がいるのを聞いたことがあります。博物館で今後資料を充実していく段階で、そういった県下に埋もれている資料を幅広く引き取るようなことも考えてはどうかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○大場博物館長

現在、狭隘化しているのは美術部門だけでなく、各分野とも全般的に収蔵庫も狭くなって受け入れ困難となっている状況です。そのために民具のような嵩張るものがなかなか受け入れられないのですが、今回美術部門が外に出るようになれば、収蔵庫等もある程度広く取れますので、もう少し受け入れられる状況になると思います。

一方で、行政関係の文書資料については公文書館との間で役割分担をしており、明治時代以降の文書については、行政関係の文書は公文書館で、行政以外の文書も基本的に公文書館で収集し、明治時代以前の文書、池田家古文書等については博物館で、文献以外の実物資料も博物館で収集していくこととしております。ちなみに公文書館も収集庫が一杯になってきており、今後どうするかということについて検討をしておられますので、今後の資料収集については役割分担の中で

検討をしていくこととなりますが、基本的には収蔵能力が上がりますので、従来よりは多くの資料収集に対応できるようになると思います。

○坂本委員

報告事項イに関連することなのですが、現在、小中学校や高校で生徒数が減り、学校が統合されたりしていますが、教職員の数は減っているのでしょうか。

○小林小中学校課長

教員の定数は児童生徒の人数に比例するようになってはいるのですが、単純に比例させている ということでないもので、児童生徒の減少と比べて教員の定数の減少の仕方の方が緩やかになる ようになっています。児童生徒が何人減ったから、単純に先生が何人減るとはなりませんが、減 っていくのは間違いありません。

○坂本委員

それでは、教員の忙しさは、少しは緩和されているのでしょうか。

○小林小中学校課長

おっしゃりとおり、児童生徒が減少する一方で教員の減少がそれよりも緩やかだとすると教員に余裕ができると考えられるのですが、実際には新たな課題が次々に出てきており、なかなかその分時間が増えるということにはなっていない状況です。

○足羽参事監兼高等学校課長

高校では、各学校の収容定員をもとに、国の標準法によって教員の定数が決まります。現在高校では学級数の減少が進んでおりますので、確実に教員減が進んでおり、1学級の減少で教員がだいたい2人減るという割合なので、現在進めている学級数の減少を終える頃には全体で約8人の教員が減ることとなります。ただ、現在3校で学級数の減少を進めていますが、その学校の教員数を一気に減少させると教育活動に支障が出ますので、県内の学校全体でバランスを取りながら調整しているとことです。

○若原委員

国の標準法によって決まる定数以上の教員を、鳥取県として独自に置くわけにはいかないのでしょうか。

○足羽参事監兼高等学校課長

国で決められる定数というのは、収容定員に対し、校長、教頭、学科担任で何人、と計算されて人数が決められ、その教員人数分の予算が国から県に配分されます。それによって配置できる教員人数に加えて、単県分という、教育委員会が県の財政に、こういう取組をするから教員を配置したいとお願いして県独自の財源で配置する教員がおりますので、国の基準よりも各学校ともに多くの教員を配置しています。特に国の基準では分割や少人数での学級に対しての人数の考慮が全くないので、そういった部分への配置を単県分で要求しているというのが実態です。

○田中次長

小中学校の場合は義務教育なので、児童がいれば先生が必要だ、という考えから教員の人数は多く、一人の先生で $10\sim15$ 人の生徒を担当するくらいの人数になると思います。一方で高校は収容定員を元に考えますので、一人の先生で担当する生徒は約30人になると思います。この先生の配置の違いから、小中学校では採用数はまだそれほど減少していないのですが、高校ではクラスが減少する分、教員の定数も同様に減少しており、採用も減少しています。

○山本教育長

クラス数が減少すると、学校として維持していかなければいけない基本的な機能の運営を少ない人数でやらないといけないので、逆に多忙になる部分が出てきてしまいます。授業に関連した部分についてはあまり変わらないのですが、他の分掌事務等について、先生の人数が多い学校と少ない学校では状況が変わってきますので、単純に多忙感の減少にはつながらないという状況です。

○中島委員長

報告事項については以上でよろしいでしょうか。 (賛同の声)。また、報告事項の残りは省略 としてよろしいでしょうか。 (賛同の声)。では、議案については以上で終わります。

4 その他

○中島委員長

先日、教育センターで新採3年目の先生方約120人を対象にワークショップをしたのですが、その際に、「どうして今の時代の中で協働的な価値創造ということが必要になると思うか?」という問いかけをしたところ、ほとんど誰も答えられなかったということがあり、非常に驚きました。中には思っていることがあっても挙手しなかった先生もいると思いますが、挙手して答えた先生の答えも少しピントがずれているように感じました。時代認識が無く、小学校でも特別支援学校でも、こういう時代だからこそ子どもたちにこういう力を付ける必要があるのだという認識が無く、更に協働的な価値創造という言葉すら認識が無いように感じ、この課題に我々はどう取り組んでいったらいいのかと思いました。

私たちは思考力のある子どもを育てようと言っているのに、教員の思考力はどうなっているのか、と危機感を持ちました。試験や、色々な場面での研修を通じて、こういう時代だからこういう能力が必要だ、というようなことを、もっと先生に考えさせることを意図的に仕組む必要があると感じました。

○若原委員

教員養成は大学がやることになっていますので、教員の問題は大学の教員養成の教育課程に問題があるということでもあると思います。大学の教員養成の現場では、大学によって差はありますが、教員採用試験対策を一生懸命やっているので、教員採用試験が変われば大学教育の流れも変わることはあり得ると思います。

○大西教育センター所長

採用3年目の教員を対象にした研修は、これまでは採用2年目までに実施していたところに加えて新設したもので、学級づくり・人間関係づくりをテーマに実施しました。おっしゃるとおり、

今後の教育の中で協働的な学び、知識・価値創造のように、人間関係づくりと学びとが深く関わっていくということをもう少し意図的に研修の中に組み込んでいくことも大事だと思いました。

○佐伯委員

3年目の教員については、校内の研究、研修体制をしっかりとする必要もあると思います。今の目先の問題に関わっていると先のことまで考えるのは難しいかもしれませんが、その中でも、管理職や研究主任が、子どもたちの将来にはどのような能力が必要で、そのためにどうすればいいか、という根幹の部分の研究をしていかないといけないと思います。採用されてから1年目は手厚い研修があるのですが、2年目、3年目では研修センターでの研修に加えて、学校の中でも研修体制ができているということが必要だと思います。そのためには、中堅の教員の育成も大事になってくると思います。管理職は当然ですが、中堅の教員も「校内の研修をどう引っ張るか、自分たちの学校の子どもを変えていくために自分がどんな勉強をしていかないといけないのか」ということについて、校内で考え、切磋琢磨するシステムが必要だと思います。それがあれば3年目の教員も、自分はこのようなことを研究し、学ぶ必要があるから研修を受けさせてほしい、となるのではないでしょうか。研修センターの研修でも、教務主任に指示されて受講する教員と、自分で必要と思って受講する教員がいると思うのですが、受け身でなく、自分から学んでいきたいという教員になってほしいと思います。

○中島委員長

現在、学校教育、日本社会が戦後の民主化を迫られた時期に次いで、ここ何十年の中で一番大きな変化を迫られている時期だと思います。今後、ロボットに仕事を取られてしまうかもしれないという時代の中で、子どもたちに何を教えるか、ということを考えていく必要があると思います。その中で、これまでは、基本的に教員が学校内で何かを考えるという体制はなかったのだと思います。そこに対しては、教育委員会等が積極的に、これからの時代の考証をインプットするような機会も持つようにしていかないと、状況の変化に追いつけないところもあるのではないかと思います。

○佐伯委員

例えば管理職研修や研究主任研修に、そういった内容と入れていくということですね。

○中島委員長

はい、そうすると、今具体施策で行っている、授業を変えるということの意味についても、もっと分かってもらえるのではないかと思います。

○佐伯委員

教育局の指導主事の先生に、各校に対してそういうアプローチをしてもらうというのも非常に いいと思います。

○大西教育センター所長

現在、そういった内容について、アクティブラーニングについての研修計画の中に組み入れて、 冒頭で「未来の社会にどういったことが起こるか、そこで子どもたちが活躍していくためにはど のような力が必要なのか」ということについて考える機会を設けています。この研修については、 高校では何年間かかけて実施するところですし、小中学校でも2年間で、各学校から一人ずつ研修を受けてもらうようにしています。その内容がなかなか教員全体まで届いていないこともあるのかもしれませんが、校内に広げるようにお願いしながら行っているところです。

○小林小中学校課長

教育センターでの研修、管理職の研修、研究主任の集まる会、採用試験等、そういったメッセージを発信できる場面がありますが、そこで「なぜ今アクティブラーニングが必要なのか」「なぜ今ふるさと教育が必要なのか」ということをしっかりと発信する必要があると思いました。そういう部分が伝わっていないために、新たなアクティブラーニング、ふるさと教育の導入に際して負担感だけが先走ってしまっていることがあるのかもしれないと思います。国の目指す方向とか、そういった教育の必要性をきっちりと自覚することが、使命感を持って教職の仕事をしっかりやって頂くことにつながっていくと思います。

○山本教育長

我々の方も、もう少し教員に何かを考えてもらうようなやり方をしないといけないと思いました。これまでは、どちらかと言うと文部科学省が言っていることを、そのまま教員にインプットしようとする方法でしたが、委員長がおっしゃったような、なぜ今そういうことを言っているのか、という投げかけをするような方法も組み込んでいく必要があるかと思いました。やりとりを聞いていて、我々も変わらなければいけないと感じました。そこで、どのような仕掛けを作るのか、今後考えていかないといけないと思います。

○中島委員長

そのようになっていくと、小林課長もおっしゃったように、教員の方でも、今は「あれもやれ、 これもやれ」と脈絡なしにさせられると感じているところから、また違って捉えてくれるかもし れないですね。

○中島委員長

それでは、本日の定例教育委員会、これで閉会いたします。次回は9月6日でよろしいでしょうか。(賛同の声)。それでは、終了します。